

# 公益社団法人埼玉県農林公社

## 建設工事請負等競争入札参加者心得

### (趣旨)

第1条 公社が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は次の各号に掲げるものによるほか、この心得に定めるものとする。

- (1) 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱
- (2) 公益社団法人埼玉県農林公社業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱
- (3) 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負等指名競争入札執行要綱
- (4) 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事等最低制限価格制度実施要領
- (5) 公益社団法人埼玉県農林公社設計委託最低制限価格制度実施要領
- (6) 入札公告及び指名通知（以下「入札公告等」という。）
- (7) その他別に定めるもの

2 前項（1）から（5）までは、公益社団法人埼玉県農林公社ホームページに掲載されているので、参照すること。

### (法令等の順守)

第2条 入札参加者は、公益社団法人埼玉県農林公社財務規程（以下「財務規程」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款又は土木設計業務等委託契約約款。）（以下「契約約款」という。）、図面、特記仕様書等（以下「設計図書」という。）この心得、入札公告等の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し公社の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれか

に該当する入札を行ってはならない。ただし、（1）又は（2）の場合、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また（3）の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者（共同企業体の場合、各構成員）と次の各号のいずれかの関係にないこと。

- （1）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- （2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- （3）一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- （4）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

7 建設工事の競争入札において、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加してはならない。ただし、（1）又は（2）の場合、子会社又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。また（3）の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- （1）親会社と子会社の関係にある場合
  - （2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - （3）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合
  - （4）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合
- （指名の取消等）

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- （1）政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当する者となつたとき。
- （2）死亡（法人においては解散）したとき。
- （3）営業停止命令を受けたとき。
- （4）営業の休止又は廃止をしたとき。
- （5）金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、埼玉県財務規則第102条において準用する財務規則第91条の規定に該当するとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人、そ

の他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき入札参加停止の措置を受けた場合、及び埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき入札参加除外等の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

（入札）

第5条 入札は、入札公告等で指示した日時に従い行う。

2 入札書（標準様式第1号～第3号）（再度入札によってもなお落札者がないときで、随意契約となった場合は、見積書（標準様式第8号～第10号））は必要事項を記載し、記名押印のうえ、提出するものとする。

3 前項の場合で、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状（標準様式第4号）を提出させなければならない。

4 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札金額見積内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがある。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札書開札前まで入札を辞退することができる。辞退する場合は、入札辞退届（標準様式第5号）を提出するものとする。

2 入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。

（契約書等の提出）

第7条 落札者は、落札者決定通知を受けたときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて提出するものとする。

（1）課税事業者届（標準様式第6号）又は免税事業者届（標準様式第7号）

（2）当該入札が建設工事に係る指名競争入札である場合は、社会保険等の加入に関する届出書（標準様式第13号）又は社会保険等の適用除外に関する届出書（標準様式第14号）

2 落札者は、落札者決定通知を受けた日から5日以内に、建設工事請負契約書（案）（業務委託の場合は、業務委託契約書（案）又は土木設計業務等委託契約書（案）。以下「契約書（案）」という。）及び誓約書（標準様式第11号又は第12号）に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

3 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

4 落札決定後、契約（第9条に規定する本契約を含む。）締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、公社は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
- (4) 落札者が暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。
- (5) 予定価格1億円以上の工事にあっては、落札者が国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けたとき。
- (6) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

（契約の確定）

第8条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

（その他）

第9条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

2 建設工事の入札参加者は、開札日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りでない。

附 則

1 この心得は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以後に契約を締結し、平成31年9月30日までに引き渡し予定となる公告または指名通知発行をしたものについては、従前の例による。